

平成 29 年 12 月 1 日版

株式会社 USEN ICT Solutions

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 セキュアアクセス (NC) サービス (以下「本サービス」といいます。) はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (以下「特定協定事業者」といいます。) のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービスです。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款 (以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。) を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第4条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」及び「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

第5条 (料金の支払い義務)

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日から本サービスの提供終了日まで発生するものとし、当社の指定する期日までに当社が請求した金額 (消費税等相当額を含む) を支払って頂きます。なお、本サービスの提供開始日は当社から書面にて利用申込者へ通知致します。

2 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

第6条 (申込みの取消し)

利用申込者は、申込みから工事日の前日までの期間に、利用契約の申込みを取消すことができます。ただし、工事日より 7 営業日前以降の取消しは、当社が別途定める料金表記載の一時金を支払うものとします。

第7条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は 1 年間とし、当該最低利用期間内に、当社との利用契約を解除された場合、又は契約者の責に帰すべき事由により当社が解除を行った場合は、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を支払って頂きます。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

第8条 (契約者が行う利用契約の解除)

お客様は、自ら利用契約の解除を行う場合、解除日を指定し、その 20 営業日前までに当社

所定の書面により USEN GATE 02 取扱所に通知する（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）ものとします。なお、指定の解除日に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除日を指定し利用契約を解除するものとします。

第9条 （個人情報の取り扱い）

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

第10条 （個人情報の共同利用）

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

第11条 （個人情報の委託）

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することを予め異議なく承諾するものとします。

第12条 （反社会的勢力に対する表明保証）

加入申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

<http://www.ntt.com/tariff/comm/yakkan.html>

コース	対応する特定協定事業者約款
プレミアム	Universal One サービス契約約款
ギャランティ	Universal One サービス契約約款
バースト	Universal One サービス契約約款
ベストエフォート	Universal One サービス契約約款

2. 料金表（すべて税抜き表示）

第1表 基本利用料

コース	単位	料金額
ギャランティ	1 契約回線ごと	個別見積り
バースト	1 契約回線ごと	個別見積り
ベストエフォート	1 契約回線ごと	個別見積り

※付加サービスについては、別途見積りとなります。

第2表 一時金

料金種別	単位	料金額
提供開始に係るもの（初期費用）	1契約回線ごと	個別見積り
契約回線の設置に係るもの	1契約回線ごと	実費
その他の契約内容の変更に係るもの	1契約回線ごと	1,000円
契約者の氏名等の変更に係るもの	1契約回線ごと	0円
利用権の譲渡に係るもの	1契約回線ごと	5,000円
移転事務に係るもの	1契約回線ごと	3,000円
利用契約の申込みの取消しに係るもの	1契約回線ごと	初期費用相当額 （課税対象外）

備考 この表に規定する料金のほか、工事に要した実費を支払っていただくことがあります。

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社	株式会社USEN ICT Solutions
Universal One サービス取扱所	USEN GATE 02 取扱所
電気通信設備	特定協定事業者が設置する電気通信設備

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
Arcstar Universal One サービス	USEN GATE 02 セキュアアクセス (NC) サービス
プレミアム	プレミアム
ギャランティ	ギャランティ
バースト	バースト
ベストエフォート	ベストエフォート